

新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る
指導者用端末等賃貸借に関する契約書

福島県（以下「甲」という。）と 株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 「新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借」については、この契約書に定めるもののほか「新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）によるものとする。

2 甲は、乙が所有する新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等（以下「端末等」という。）を借り受け、賃貸借料を支払うものとする。

一 物件名及び数量 新時代の学校におけるICT活用教育研究開発事業に係る指導者用端末等賃貸借 一式

二 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇円（契約期間の総額）

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金〇〇〇〇〇〇円）

ただし、月毎の内訳は別表のとおりとする。

三 賃貸借期間 令和8年9月1日から令和14年8月31日まで

四 設置場所 福島県立視覚支援学校ほか 計24校（別紙3「整備内訳書」のとおり）

五 契約保証金

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（賃貸借料の支払）

第3条 乙は、月毎の賃貸借料をそれぞれ翌月以降に甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から前項の規定に基づく適法な請求書を受領した日から起算して30日以内に、乙に対して賃貸借料を支払うものとする。ただし、契約期間に1ヵ月未満の端数が生じた場合は、当該月の暦日数を分母とする日割計算により算出する。

3 甲が、その責めに帰すべき事由により賃貸借料の支払いを遅延したときは、乙は、甲に対し、前項の期間満了の翌日から起算して支払いの日まで、賃貸借料の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てる。）の遅延利息を請求できるものとする。

(消費税及び地方消費税)

第4条 消費税及び地方消費税(以下「消費税額等」という。)は、第3条に定める月額料金並びにこの契約に基づき甲が乙に支払うべき費用の金額に対し、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税額等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てる。

(契約保証金)

第5条 福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第228条第1項の規定により乙は、契約保証金として、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 乙は現金(現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。)により前項の契約保証金を納めるものとする。

3 乙は財務規則第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

4 甲は、乙が財務規則第229条第1項に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(端末等の引渡し)

第6条 乙は、仕様書に示す端末の設定、端末等の調整を行い、端末等を使用可能な状態としたうえで、仕様書に示す納入場所に搬入するものとする。

(技術指導等)

第7条 この契約に定める端末等に関し、甲が必要とする技術指導及びバージョンアップ等に要する費用は、甲乙協議して定める。

(端末等の交換または改造)

第8条 甲が端末等の交換又は改造を行う場合は、あらかじめ文書により乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。

2 端末等の交換又は改造により契約内容を変更する必要がある場合は、変更契約を締結するものとする。

(端末等の搬出入及びその経費)

第9条 端末等の搬入引渡し及び契約期間の終了による搬出撤去は、乙が行うものとし、これらに係る全ての経費は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第10条 甲は、契約締結後であっても、端末等の運用及び操作について仕様書の内容に適合しないもの（以下「不適合」という。）が判明した場合は、その不適合が甲の指示によって生じたときを除き（ただし、乙がその指示が不相当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。）、乙の責任及び負担において速やかに修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完（以下「履行の追完」という。）を行うものとする。
- 2 甲は、前項の場合において、履行の追完に加えて、当該不適合により通常生ずべき損害の賠償を求めることができる。また、履行の追完をおこなってもなお生じる損害に対しても同様とする。
- 3 甲は、第1項に規定する履行の追完に代えて、乙に対し、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、第21条の規定による契約の解除を妨げない。
- 5 第1項の規定による履行の追完の請求、第2項の規定による損害賠償の請求、第3項の規定による契約金額の減額の請求及び第21条の規定による契約の解除は、引渡しを受けた日から1年以内にこれを行う。

(再委託の制限)

- 第11条 乙は、この契約の履行に当たり、一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て委託業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、この限りではない。

(端末等の移転)

- 第12条 甲の都合により装置等を仕様書記載の場所から移転する必要がある場合は、甲乙協議のうえ移転を行うものとする。この場合における端末等の移転に要する費用は、甲の負担とする。

(端末等の返還)

- 第13条 甲の都合による契約の解除により端末等を返還する場合は、端末等の返還に要する費用は、甲の負担とする。
- 2 乙の都合による契約の解除又は契約期間の満了に伴う端末等の撤去に要する費用は、乙の負担とする。

(善管注意義務)

- 第14条 甲は、端末等をその本来の用法に反して使用しない。
- 2 甲は、端末等の保管及び使用に当たり、その設置場所、使用時間、使用方法等について善良な管理者としての注意を払うものとする。

(賃貸借端末等への表示)

第15条 乙は、端末等にその賃貸借機器であることの表示等を付することができる。

(損害賠償)

第16条 乙は、乙の実施した作業により甲又は第三者に損害を与えた場合には、損害を賠償しなければならない。ただし、次の各号に起因する端末等の故障及び損害については、乙は、その責めを負わないものとする。

- 一 甲が装置等を乙の従業員以外の者に修理、調整若しくは加工させた場合
- 二 乙の承諾なしに端末等を移動させた場合
- 三 甲の故意又は重過失による場合
- 四 天災地変、火災事故等による故障及び損傷の場合

(危険負担)

第17条 乙は、甲が当該端末等を占有する期間に生じた物件の滅失、破損については、甲を免責するものとする。ただし、乙の承諾のない改造、甲の故意又は重過失による物件の滅失、破損については、この限りではない。

(転貸借等の禁止)

第18条 甲は、乙の承認を得ないで、端末等を第三者に転貸、譲渡又はその占有を移転してはならない。

(端末等の保険)

第19条 乙は、端末等に対して契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険を締結するものとする。

- 2 甲の負担する損害金が発生した場合において、この損害金は、前項の規定による保険金の範囲内において免れるものとする。

(保険事故の発生)

第20条 甲は、保険事故が発生したときは、直ちにその旨を乙に通知するとともに、保険金受領に関し、必要な一切の書類を乙に交付するものとする。

(甲の任意解除権)

第21条 甲は、業務が完了するまでの間は、次条、第23条又は第23条の2第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(甲の催告による解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(甲の催告によらない解除権)

第23条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 乙がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第25条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
イ 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（談合その他不正行為による解除）

第23条の2 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 第53条第2項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

（甲の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は第23条各号に定める場合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、第22条又は第23条の規定による契約の解除をすることができない。

（乙の催告による解除権）

第25条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(乙の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第26条 第25条に定める事項が乙の責めに帰すべき事由によるものであるときは、乙は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(甲の損害賠償請求等)

第27条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第22条又は第23条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、乙は、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第22条又は第23条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき
- (2) 成果物の引渡し前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第2項の場合（第23条第7号及び第9号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為に伴う損害賠償の予約)

第28条 乙は、第23条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による業務委託料の10分の2に相当す

る額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第23条の2第1項第1号又は第2号のうち、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合

(2) 第23条の2第1項第3号のうち、乙に対して刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金を超える場合において、甲がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

3 甲は、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、当該共同企業体の構成員であった全ての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該共同企業体の構成員であった者は、連帯して第1項の責任を負うものとする。

(乙の損害賠償請求等)

第29条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第25条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(契約内容の変更等)

第30条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(契約終了時の端末)

第31条 貸借契約満了時の端末等の返還等は次の各号のとおりとする。

一 乙は、貸借期間経過後、乙の負担において調達端末等の撤去を行うものとする。

なお、撤去作業日については、甲と協議の上、決定するものとする。

二 撤去時に際しては、復元不可能な状態にしてデータ消去を行うものとする。本件にかかるデータ消去ソフト、データ消去用機器、輸送及び消去作業等にかかる費用は全て乙の負担とする。

2 貸借期間の満了後も甲が引き続き端末等の借受けを希望する場合には、甲は貸借期間満了の1箇月前までに乙に申し出るものとし、その条件は、別途甲乙協議して定めるものとする。

(秘密の保持)

第32条 乙は、乙及び乙が業務を委託した会社の従業員を、物件の納入、管理等のため、契約期間中第1条記載の場所に立ち入らせることができる。この場合、乙及び乙が業務を委託した会社等は、当該従業員に必ず身分証明書を携行しなければならない。

2 乙は、前項の立ち入りに際して知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏洩してはならない。

(個人情報の保護)

第33条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(資料等の返還等)

第34条 乙は、業務を行うために甲から提供を受けた資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

(事故発生時における報告)

第35条 乙は、この契約の履行に支障が生じる事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

2 乙は、前項の事故が個人情報の漏えい、滅失又はき損に係るものである場合には、当該個人情報の項目、内容、数量、事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約書作成の費用)

第36条 この契約書及びこの契約を履行するために必要な書類等の作成に要する費用は、乙の負担とする。

(特約条項)

第37条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第38条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 ○月 ○日

甲 住 所 福島県杉妻町2番16号
氏 名 福島県教育委員会教育長 鈴木 竜次

乙 住 所 ○○○○○○○○○
氏 名 ○○○○
○○○○

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去

又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(別表)

賃貸借料金の月毎の内訳

(単位：円)

(令和8年度)

区 分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

(令和9年度)

区 分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

(令和10年度)

区 分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		

10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和11年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

(令和12年度)

区分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		

3月		
合 計		

(令和13年度)

区 分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合 計		

(令和14年度)

区 分	賃貸借料金	左のうち消費税及び地方消費税の額
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
合 計		

契約総額 円（消費税及び地方消費税の額 円）